

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務
②事務の概要	<p>●令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 【令和4年12月13日 終了】 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)に基づき、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)について、申請の受理、審査、給付金支給等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書・申請書の受理、申請に係る事実の審査 ②住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給</p> <p>●令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 【令和5年1月10日 終了】 令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年4月1日付府政経運第139号)に基づき、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)について、申請の受理、審査、給付金支給等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書・申請書の受理、申請に係る事実の審査 ②住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給</p> <p>●電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 【令和5年3月31日 終了】 令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年9月26日付府政経運第394号)に基づき、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)について、申請の受理、審査、給付金支給等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金確認書・申請書の受理、申請に係る事実の審査 ②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給</p>
③システムの名称	R3非課税世帯等臨時特別給付金システム R4非課税世帯等臨時特別給付金システム 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務特定個人情報ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一(101の項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第74条) ・別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)7号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画課
②所属長の役職名	政策企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町政策企画課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-1129
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町政策企画課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-1129
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	番号法29条の2(研修の実施)及び富士河口湖町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱第11条(教育研修)に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年計画的に教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	I-1 ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月1日付府政経課第423号)に基づき、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)について、申請の受理、審査、給付金支給等に關する事務を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書・申請書の受理、申請に係る審査の審査 ②住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	●令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月1日付府政経課第423号)に基づき、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)について、申請の受理、審査、給付金支給等に關する事務を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書・申請書の受理、申請に係る審査の審査 ②住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	事後	
令和3年10月27日	I-1 ③システムの名称	臨時特別給付金システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	R3非課税世帯等臨時特別給付金システム R4非課税世帯等臨時特別給付金システム 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	事後	
令和3年10月27日	I-2 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務特定個人情報ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務特定個人情報ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務特定個人情報ファイル	事後	
令和3年10月27日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一(100の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第73条) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための視野口座の登録等に関する法律(令第38号)第10条(「特定の給付」に指定)	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一(100の項) 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第74条) 別表第一の告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第75条) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための視野口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定の給付」に指定)	事後	
令和3年10月27日	I-1 1 別家人数 1つ特点の注釈へ	令和3年12月10日時点	令和3年9月30日時点	事後	
令和3年10月27日	I-2 1 家族有無 1つ特点の注釈へ	令和3年12月10日時点	令和3年9月30日時点	事後	
令和3年10月27日	I-2 2 世帯 評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務基礎項目評価書【令和3年3月31日終了】	事後	
令和3年10月27日	I-1 ②事務の概要	●令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月1日付府政経課第423号)に基づき、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)について、申請の受理、審査、給付金支給等に關する事務を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書・申請書の受理、申請に係る審査の審査 ②住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	●令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月1日付府政経課第423号)に基づき、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)について、申請の受理、審査、給付金支給等に關する事務を行う。 特定個人情報ファイルを利用する事務 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書・申請書の受理、申請に係る審査の審査 ②住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	事後	
令和3年10月27日	IV. 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和3年10月27日	IV. 11. 最も優美度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	